

ご加入に際しての留意事項

UAゼンセン

介護共済(個人型)のご案内

目 次

- 契約概要 P1
- 注意喚起情報 P13

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、
お申込みくださいますようお願いします。

ご契約の概要について(契約概要)

介護共済(個人型)(介護保障保険(団体型))

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、パンフレットおよび「ご加入に際しての留意事項」の該当箇所、ならびにパンフレットの「正しく告知いただくために」をご参照ください。

介護共済(個人型)は、UAゼンセン福祉共済互助会を契約者とし日本生命保険相互会社を引受保険会社とする介護保障保険(団体型)に基づいた制度ですが、共済制度として運営することから、パンフレットおよび「ご加入に際しての留意事項」では、原則として「保険」「保険契約」「保険契約者」「被保険者」「保険期間」「保険金」を「共済」「契約」「契約者」「被共済者」「保障期間」「給付金」と表記します。

この共済の特徴

- この共済は、UAゼンセン福祉共済互助会を契約者とし、その組合員・配偶者・組合員および配偶者の親のうち希望される方に加入いただく契約です。
- 保障期間1年の契約で、原則として、加入資格を満たすかぎり、自動更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被共済者)の要介護状態・死亡に対する保障を確保いただくことができます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。
- この共済には年金払特約(無料)が自動付帯されており、受取人の希望により、介護給付金について、一時金に代えて年金として受取ることを選択いただくことができます。詳細は、「年金払特約」(P6)をご確認ください。

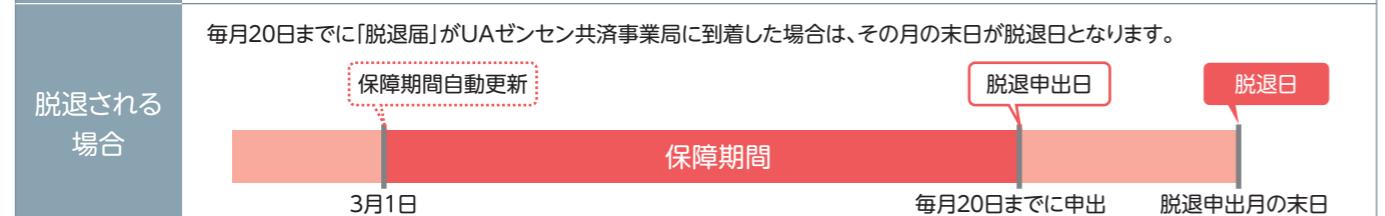
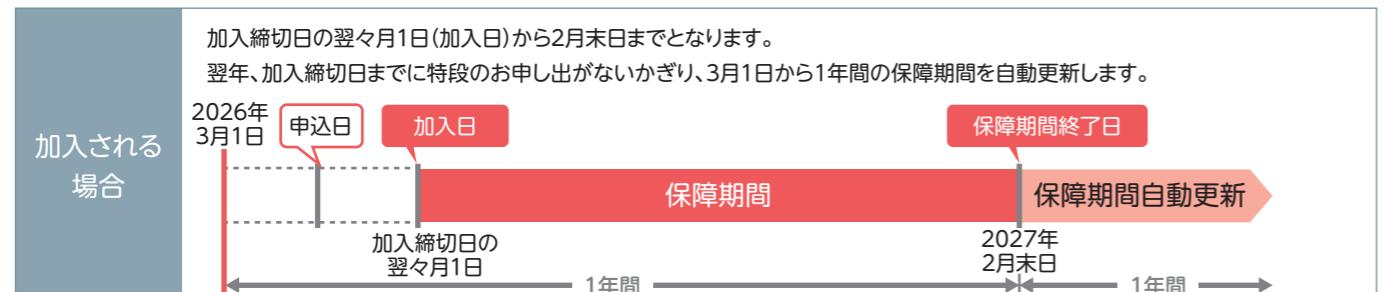
しくみ図(イメージ)



※加入日が3月1日よりも後の場合、その加入日からの期間

保障期間

| | | | |
|------|---------------------------------------|-----|-------------------|
| 保障期間 | 効力発生日～2027年2月28日まで (原則加入締切日の翌々月1日) | 更新日 | 毎年3月1日(保障期間1年で更新) |
|------|---------------------------------------|-----|-------------------|



この共済のしくみ

- この共済は、組合員が支払った掛金(保険料相当分)を基に、給付金(介護給付金・死亡給付金)をお支払いする制度です。
 - 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金が発生しますが、この共済制度では配当金を制度運営費として活用するため、UAゼンセン宛に拠出いただく取扱いになっております。
 - なお、介護医療保険料控除の対象となる金額は、掛金額から制度運営費・配当金額(P8)を控除した金額になります。
- *介護医療保険料控除の詳細は、「税務上の取扱い」(P11)を、配当金の詳細は、「配当金」(P10)をご確認ください。

加入資格と保障金額

加入できる人・加入条件・保障金額

- 以下の加入できる人・加入条件・保障金額の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

〔団体型〕に加入していない場合(〔個人型〕※1のみ)

(年齢は加入日(効力発生日)現在の満年齢)

| 加入できる人 | 加入条件 | 新規加入できる金額※3(介護給付金の保障金額※4) | |
|--------|--|---------------------------|-----------------------|
| | | ～満69歳 | 満70歳～満85歳 |
| 組合員 | 加盟組合の組合員(UAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員に限る))で以下を満たす方※5 ●新規加入・増額:年齢満15歳以上満69歳以下の方 ●継続加入 :年齢満90歳以下の方 | なし | 100万円 ～500万円 ※7 |
| 配偶者 | 組合員と同一戸籍の配偶者で以下を満たす方 ●新規加入・増額:年齢満18歳以上満85歳以下の方 ●継続加入 :年齢満90歳以下の方 | 組合員の加入が必要 | 100万円～500万円 |
| 組合員の親 | 組合員の戸籍上の親※6で以下を満たす方 ●新規加入・増額:年齢満18歳以上満85歳以下の方 ●継続加入 :年齢満90歳以下の方 | 組合員の加入が必要 | 〔ただし、組合員の保障金額の2倍以内〕 |
| 配偶者の親 | 配偶者の戸籍上の親※6で以下を満たす方 ●新規加入・増額:年齢満18歳以上満85歳以下の方 ●継続加入 :年齢満90歳以下の方 | 組合員・配偶者の加入が必要 | |

〔団体型〕に加入している場合※2

(年齢は加入日(効力発生日)現在の満年齢)

| 加入できる人 | 加入条件 | 新規加入できる金額※3(介護給付金の保障金額※4) | |
|--------|--|---------------------------|-----------------------|
| | | ～満69歳 | 満70歳～満85歳 |
| 組合員 | 加盟組合の組合員(UAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員に限る))で以下を満たす方※5 ●新規加入・増額:年齢満15歳以上満69歳以下の方 ●継続加入 :年齢満90歳以下の方 | なし | 100万円 ～500万円 ※7 |
| 配偶者 | 組合員と同一戸籍の配偶者で以下を満たす方 ●新規加入・増額:年齢満18歳以上満85歳以下の方 ●継続加入 :年齢満90歳以下の方 | なし | 100万円～500万円 |
| 組合員の親 | 組合員の戸籍上の親※6で以下を満たす方 ●新規加入・増額:年齢満18歳以上満85歳以下の方 ●継続加入 :年齢満90歳以下の方 | なし | 100万円～500万円 |
| 配偶者の親 | 配偶者の戸籍上の親※6で以下を満たす方 ●新規加入・増額:年齢満18歳以上満85歳以下の方 ●継続加入 :年齢満90歳以下の方 | なし | |

※1 「介護共済(個人型)」のことを指します(以降同じ)。

※2 組合・企業・共済会等が掛金を負担し、所定の組合員を被共済者とする「団体型」に加入されている場合、配偶者や親の加入条件・保障金額の要件は不要※8となります。ただし、介護給付金の保障金額を100万円～500万円とする必要があります。

※3 介護給付金の保障金額は100万円・150万円・200万円・250万円・300万円・400万円・500万円からお選びください。

※4 死亡給付金の保障金額は介護給付金の保障金額の10%となります。

※5 加入日(効力発生日)時点で加盟組合の組合員(UAゼンセンが認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員に限る))であることが必要です。

※6 組合員の親・配偶者の親としてそれぞれ最大2名まで加入いただくことができます。

※7 組合員でなくなったことにより「UAゼンセン福祉共済会」に加入することで、「団体型」から「個人型」に移行して保障を継続する場合は、「団体型」の保障金額を移行できます。

※8 退職等により、「団体型」に加入されなくなった場合、組合員が「UAゼンセン福祉共済会」に加入し、「個人型」の保障を継続するときは、配偶者や親はその時点で加入条件・保障金額の要件を不要とする取扱いがなくなります。そのため、加入条件・保障金額を満たしていない場合は満たす必要があります。所属組合が「団体型」に加入されなくなった場合は、「個人型」で保障を継続できますが、配偶者や親はその時点で加入条件・保障金額の要件を不要とする取扱いがなくなります。そのため、加入条件・保障金額を満たしていない場合は満たす必要があります。

*退職後の継続加入等の詳細は、「退職後の継続加入等」(P3)をご確認ください。

- （1）ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり
同額もしくはそれ以下の保障金額で継続加入いただくことができます。
- （2）配偶者・親が組合員としての加入資格を有する場合は、組合員としてご加入ください。
(同一人が組合員・配偶者・親の二つの資格で二重に加入することはできません。)



加入者証・加入通知書

- 加入の証として、組合員宛に「加入者証」を発行します。所属組合経由で配付しますので、加入内容等を確認してください。
- なお、親が加入される場合は、別途、親宛に「加入通知書」を直送します。

加入資格を失われた場合

- 被共済者が加入資格を失われた場合には、この契約から脱退され、保障は終了します。保障終了日は、各月分の掛金に対応する期間のうち、脱退日が属する期間の末日です。[例]3月24日に脱退された場合、払込みいただいた3月分の掛金に対応する期間の末日である3月31日が保障終了日となります。
- この共済には、被共済者が脱退された場合の払戻金はありません。

中途脱退

- 原則、毎月20日(20日が土・日・祝日の場合は前業務日)までに「脱退届」をUAゼンセン共済事業局に提出した場合は、翌月の口座引落しが停止され、当月末日に脱退となります。
- 組合員が退職等により加入資格を失われた場合には、組合員は保障期間の途中であってもその日にこの契約から脱退となります。
- 中途で配偶者・親が「契約概要」の「加入資格と保障金額」(P2)記載の加入資格(配偶者:組合員と同一戸籍の配偶者、組合員の親:組合員の戸籍上の親、配偶者の親:配偶者の戸籍上の親)を満たさなくなった場合は、その日にこの契約から脱退となり、その配偶者・親について「脱退届」により脱退手続きが必要となります。配偶者の親について、配偶者が本人の配偶者でなくなった場合は、その日にこの契約から脱退となります。
- 中途で配偶者・親が「契約概要」の「加入資格と保障金額」(P2)記載の加入条件(配偶者:組合員の加入が必要、組合員の親:組合員の加入が必要、配偶者の親:組合員・配偶者の加入が必要)を満たさなくなった場合は、その日にこの契約から脱退となり、その配偶者・親についても「脱退届」により脱退手続きが必要※1となります。

※1 組合員が「個人型」に加えて「団体型」にも加入している場合、「契約概要」の「加入資格と保障金額」(P2)記載の加入条件(配偶者:組合員の加入が必要、組合員の親:組合員の加入が必要、配偶者の親:組合員・配偶者の加入が必要)は不要となりますので、組合員が「個人型」を脱退しても「団体型」の加入を継続しているかぎり、配偶者・組合員の親・配偶者の親は保障を継続することができ、配偶者が中途脱退しても配偶者の親は保障を継続することができます。

自動脱退

- 掛け金が3ヶ月連続で引落しされなかった場合は、最初の引落しができなかった月の前月末日をもって自動脱退となります。
- 被共済者は、満90歳で更新後にはじめて到来する2月末日をもって自動脱退※2となります。
- 死亡給付金が支給された場合は、死亡した日に自動脱退※3※4となります。
- 介護給付金が支給された場合は、お支払事由に該当した日に自動脱退※5となります。
- ※2 組合員が満90歳で更新後にはじめて到来する2月末日に自動脱退する場合は、配偶者についても自動脱退となります。
- ※3 組合員が死亡した場合は、配偶者・組合員の親・配偶者の親についても自動脱退となります。
- ただし、組合員が死亡しても、組合員死亡時に配偶者が「個人型」に加入しており、配偶者が希望される場合は、配偶者が「UAゼンセン福祉共済会」に加入することで、すでに加入している親を含めて保障を継続することができます。
- ※4 配偶者が死亡して、配偶者の親が「契約概要」の「加入資格と保障金額」(P2)記載の加入条件(組合員・配偶者の加入が必要)を満たさなくなても、組合員が特に希望する場合は配偶者の親の保障を継続することができます。
- ※5 組合員が介護給付金の支払事由に該当した場合でも、組合員であるかぎり、配偶者や親は継続加入することができます。(この場合、組合員が引き続き配偶者や親の掛け金を支払うことになります。)

退職後の継続加入等

- 組合員が退職しても(退職等により「団体型」に加入されなくなった場合を含む)、「UAゼンセン福祉共済会」に加入することで、配偶者や親を含めて満90歳まで保障を継続することができます(組合が認めた場合)。ただし、組合員が「団体型」にも加入していた場合は、退職に伴い「団体型」から脱退となるため、配偶者や親はその時点で「契約概要」の「加入資格と保障金額」(P2)記載の加入条件・保障金額の要件を不要とする取扱いがなくなります。そのため、加入条件・保障金額の要件を満たしていない場合は満たすようにする必要があります。具体的には、組合員が「団体型」脱退時に配偶者・親の保障金額が組合員の保障金額の2倍超の場合、組合員の保障金額を増額、または配偶者・親の保障金額を減額する必要があります。組合員が「団体型」脱退時に配偶者は加入せずに配偶者の親が加入していた場合、配偶者の親が継続加入するためには、配偶者が新規加入する必要があります。
- *「団体型」脱退時に組合員が配偶者・親の保障金額の要件を満たすために増額する場合を除き、「団体型」脱退時の保障金額を超えることはできません。
- *「団体型」脱退時に配偶者が配偶者の親の加入条件を満たすために新規加入する場合を除き、「UAゼンセン福祉共済会」に移行時・移行後に新規加入することはできません。
- 組合員が在職中に所属組合が「団体型」に加入されなくなった場合、組合員が「個人型」に「団体型」の保障金額で加入・増額することで、当組合員および配偶者・親は「個人型」として継続加入することができます。ただし、その時点で「契約概要」の「加入資格と保障金額」(P2)記載の加入条件・保障金額の要件を満たす必要があります。
- 組合員が「UAゼンセン福祉共済会」に移行後、保障期間中に組合員が死亡または脱退された場合は、配偶者・親も、自動的に脱退となります。ただし、組合員が死亡しても、組合員死亡時に配偶者が「個人型」に加入しており、配偶者が希望される場合は、配偶者が「UAゼンセン福祉共済会」に加入することで、親を含めて保障を継続することができます。また、組合員が介護給付金の支払事由に該当した場合でも、「UAゼンセン福祉共済会」の会員であるかぎり、配偶者や親は継続加入することができます。(この場合、組合員が引き続き配偶者や親の掛け金を支払うことになります。)
- 組合員が「UAゼンセン福祉共済会」の会員資格を喪失した場合、組合員・配偶者・親は組合員の会員資格喪失日に脱退となります。
- 「UAゼンセン福祉共済会」の年会費1,800円が必要となります。

主な保障内容

- [主契約] ●被共済者が保障期間中に次のお支払事由に該当された場合、給付金をお支払いします。

| | お支払事由 | お支払額 |
|-------|--|---|
| 介護給付金 | 次の①②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定 ②所定の要介護状態が180日以上継続 | *お支払事由の詳細は、「①公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定」、「②所定の要介護状態が180日以上継続」をご確認ください。 |
| 死亡給付金 | 死亡されたとき | 保障金額の10% |

- !
ご注意
- 死亡給付金の支払請求を受けても介護給付金が支払われるときは、死亡給付金ではなく、支払額が大きくなる介護給付金をお支払いします。
 - 介護給付金・死亡給付金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
 - 介護給付金と死亡給付金を重複してお支払いすることはありません。
 - 所定の高度障がい状態該当時に死亡給付金に代えてお支払いする高度障がい給付金の取扱いはありません。

1 公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定

加入(増額)日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定されたこと

- 加入(増額)日前の傷害または疾病を原因とした場合は介護給付金をお支払いすることができません。ただし、支払規定は、介護給付金請求時ではなく加入(増額)日時点の規定が適用となりますのでご注意ください。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、介護給付金のお支払事由を変更することができます。
- 「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

<要介護度別の状態の目安>

| 要介護度 | 状態の目安 |
|------|-------------------------|
| 要介護1 | 日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態 |
| 要介護2 | 軽度の介護状態 |
| 要介護3 | 中等度の介護状態 |
| 要介護4 | 重度の介護状態 |
| 要介護5 | 最重度の介護状態 |

※行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。

出典:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに日本生命保険相互会社にて作成

2 所定の要介護状態が180日以上継続

加入(増額)日以後の傷害または疾病を原因として、「所定の要介護状態」に該当した日からその日を含めて180日以上「所定の要介護状態」が継続したことを医師によって診断確定されたこと

- 加入(増額)日前の傷害または疾病を原因とした場合は介護給付金をお支払いすることができません。ただし、支払規定は、介護給付金請求時ではなく加入(増額)日時点の規定が適用となりますのでご注意ください。
- この契約の全部または一部が更新されない場合で、保障期間満了の日が2月末のときは、被共済者がその被共済者についての保障期間満了の日からその日を含めて180日の間に、「所定の要介護状態」が180日継続した日が到来すれば、引受保険会社はその状態がその被共済者についての保障期間満了の日に生じたものとみなして介護給付金をお支払いします。



*「所定の要介護状態」に該当した日からその日を含めて180日経過する前に症状が回復して「所定の要介護状態」に該当しなくなった場合には、介護給付金をお支払いすることはできません。

所定の要介護状態

①②いずれかに該当したとき

①常時寝たきり状態で、(ア)に該当し、かつ、(イ)～(オ)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

(ア)歩行
ベッド周辺の歩行が自分でできない + (イ)衣服の着脱
衣服の着脱が自分でできない + (ウ)入浴
入浴が自分でできない + (エ)食物の摂取
食物の摂取が自分でできない + (オ)排せつ
大小便の排せつ後の拭き取り始末が自分でできない
2項目以上

②「器質性認知症」と診断確定され、「意識障がい」のない状態において「見当識障がい」があり※、かつ、他人の介護を要する状態
(具体イメージ)
アルツハイマー病の認知症等で脳に障がい + 意識がはっきりしている状態でも時間・場所・人物の認識ができない
注意 上記はあくまでもイメージです。

※「器質性認知症」と診断確定され、「意識障がい」のない状態において「見当識障がい」がある 状態の補足説明

「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを医師により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった「器質的な病変あるいは損傷」を有すること
② 正常に成熟した脳が、①による「器質的障がい」により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務庁告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要[ICD-10(2013年版)準拠]」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

| 分類項目 | 基本分類コード | 分類項目 | 基本分類コード |
|---------------------------------------|---------|--|---------|
| ・アルツハイマー(Alzheimer)病の認知症 | F00 | ・他に分類されるその他の明示された疾患の認知症 | F02.8 |
| ・血管性認知症 | F01 | ・詳細不明の認知症 | F03 |
| ・ピック(Pick)病の認知症 | F02.0 | ・せん妄、アルコールその他の精神作用物質によるもの(F05)のうちせん妄、認知症に重なったもの | F05.1 |
| ・クロイツフェルト・ヤコブ(Creutzfeldt-Jakob)病の認知症 | F02.1 | ・神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの(G31)のうち神経系のその他の明示された変性疾患(ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。) | G31.8 |
| ・ハンチントン(Huntington)病の認知症 | F02.2 | | |
| ・パーキンソン(Parkinson)病の認知症 | F02.3 | | |
| ・ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症 | F02.4 | | |

* 2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

器質性認知症と診断確定

器質的病変あるいは損傷、「器質的障がい」とは、各種の病変または傷害によって引きおこされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障がいのことをいいます。

意識障がい

「意識障がい」とは、通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとつて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障がいされた状態を意識障がいといいます。
意識障がいは、通常大きくわけて「意識混濁」と「意識変容」とにわけられます。

| | |
|------|--|
| 意識混濁 | 意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障がいの程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏睡(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。 |
| 意識変容 | 意識変容は、特殊な意識障がいであり、これにはアメンシア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁-意識の程度は動搖しやすい-に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮等を示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)等があります。 |

見当識障がい

「見当識障がい」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①時間の見当識障がい：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ②場所の見当識障がい：今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。
- ③人物の見当識障がい：日頃接している周囲の人の認識ができない。

年金払特約(無料)

- この共済には年金払特約(無料)が自動付帯されており、介護給付金の請求の際、受取人の希望により、介護給付金の全部または一部を一時金に代えて年金原資(年金基金)として設定し、年金として受取っていただくことができます。(年金受取人は被共済者自身となります。)
- 介護給付金の請求の際に、年金の種類・年金の型・年金受取開始日を選択していただきます。

| 年金の種類 | 種類 | 受取期間 | 年金の型 | 年金受取開始日 |
|-------------------------|------|------|---------------------------------|--|
| | | | | 年金原資(年金基金)設定日から1年以内の 3月1日 6月1日 9月1日 12月1日 のいずれかの日 |
| 保証期間付介護終身年金 (保証期間5年) | 確定年金 | 終身 | 定額型 | 年金原資(年金基金)設定日から1年以内の 3月1日 6月1日 9月1日 12月1日 のいずれかの日 |
| | | 5年 | いずれかを選択 ・定額型 ・通増型(年5%の単利) | |
| | 10年 | | | |
| | | 15年 | | |

* 死亡給付金は年金払の対象外です。

* 年金原資(年金基金)として設定する介護給付金の保障金額※が300万円未満の場合には、介護給付金を年金として受取ることができません。

* 保証期間付介護終身年金については、第1回年金受取時に年金受取人の方が年齢満51歳以上の場合にのみ選択いただくことができます。

* 被共済者死亡後の遺族による介護給付金請求時は年金受取を選択いただくことはできません。

* 介護給付金の保障金額はお支払金額を指します。

- 年金原資(年金基金)として設定する介護給付金の保障金額が、例えば300万円の場合の年金年額は以下のとおりです。(2025年7月現在)

<5年保証期間付介護終身年金の場合>

■保証期間付介護終身年金は、年金原資(年金基金)の設定時における被共済者の年齢・性別等により以下のとおり年金年額が異なります。

| 年齢 | 男性 | 女性 | 年齢 | 男性 | 女性 | 年齢 | 男性 | 女性 |
|-----|---------|---------|-----|---------|---------|-----|---------|---------|
| 51歳 | 約19.9万円 | 約12.2万円 | 65歳 | 約27.6万円 | 約17.5万円 | 79歳 | 約39.4万円 | 約28.1万円 |
| 52歳 | 約20.4万円 | 約12.5万円 | 66歳 | 約28.2万円 | 約18.0万円 | 80歳 | 約40.5万円 | 約29.2万円 |
| 53歳 | 約20.9万円 | 約12.8万円 | 67歳 | 約28.8万円 | 約18.6万円 | 81歳 | 約41.7万円 | 約30.4万円 |
| 54歳 | 約21.4万円 | 約13.1万円 | 68歳 | 約29.4万円 | 約19.1万円 | 82歳 | 約42.9万円 | 約31.6万円 |
| 55歳 | 約21.9万円 | 約13.4万円 | 69歳 | 約30.1万円 | 約19.7万円 | 83歳 | 約44.2万円 | 約32.9万円 |
| 56歳 | 約22.4万円 | 約13.7万円 | 70歳 | 約30.7万円 | 約20.4万円 | 84歳 | 約45.4万円 | 約34.3万円 |
| 57歳 | 約23.0万円 | 約14.1万円 | 71歳 | 約31.5万円 | 約21.1万円 | 85歳 | 約46.6万円 | 約35.7万円 |
| 58歳 | 約23.5万円 | 約14.4万円 | 72歳 | 約32.3万円 | 約21.8万円 | 86歳 | 約47.8万円 | 約37.2万円 |
| 59歳 | 約24.1万円 | 約14.8万円 | 73歳 | 約33.1万円 | 約22.5万円 | 87歳 | 約49.0万円 | 約38.8万円 |
| 60歳 | 約24.7万円 | 約15.2万円 | 74歳 | 約34.0万円 | 約23.4万円 | 88歳 | 約50.3万円 | 約40.4万円 |
| 61歳 | 約25.2万円 | 約15.6万円 | 75歳 | 約35.0万円 | 約24.2万円 | 89歳 | 約51.5万円 | 約42.1万円 |
| 62歳 | 約25.8万円 | 約16.0万円 | 76歳 | 約36.0万円 | 約25.1万円 | 90歳 | 約52.6万円 | 約43.9万円 |
| 63歳 | 約26.4万円 | 約16.5万円 | 77歳 | 約37.1万円 | 約26.1万円 | 91歳 | 約53.7万円 | 約45.6万円 |
| 64歳 | 約27.0万円 | 約17.0万円 | 78歳 | 約38.2万円 | 約27.1万円 | | | |

<確定年金の場合>

■確定年金は、年金原資(年金基金)の設定時における被共済者の年齢・性別等によって年金年額が異なることはありません。

| 受取期間・年金の型 | 初回年金額 | 最終年金年額 |
|-----------|-------|---------|
| 5年確定年金 | 定額型 | 約60.2万円 |
| | 通増型 | 約54.7万円 |
| 10年確定年金 | 定額型 | 約30.6万円 |
| | 通増型 | 約25.0万円 |
| 15年確定年金 | 定額型 | 約20.7万円 |
| | 通増型 | 約15.4万円 |

* 上記の年金年額は、2025年7月現在において、引受保険会社が更新後の保障期間に適用する予定の基礎率(予定利率・予定死亡率等)を基に計算しております。実際に受取ることができる年金年額は、年金原資(年金基金)設定時の基礎率(予定利率・予定死亡率等)を基に計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金年額と異なる(増減する)ことがあります。

- 一時金が必要なときは、年金受取人の請求によって年金受取りに代えて一括受取りを請求いただくことができます。
(ただし、保証期間付介護終身年金の場合、一括受取りの請求期間は保証期間の終了までとなります。)

- 年金受取人が死亡された場合、年金の種類に応じてそれぞれ以下のとおり取扱います。

保証期間付介護終身年金の場合：保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
(保証期間経過後に死亡された場合、お支払いする金額はありません。)

確定年金の場合：

残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

- 詳細は、介護給付金を年金としてお支払いする際に引受保険会社から送付される「年金受給のしおり」をご確認ください。

〔給付金をお支払いしない場合〕

介護給付金

- 被共済者が次のいずれかによりお支払事由に該当した場合には、介護給付金をお支払いしません。

- ・契約者、被共済者の故意または重大な過失。
- ・被共済者の犯罪行為。
- ・被共済者の薬物依存。
- ・戦争その他の変乱※1。

※1 ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被共済者の数の増加が、この共済の計算基礎に及ぼす影響が少ないと
引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、介護給付金の全額をお支払いし、または給付金を削減してお支払いします。

- 加入(増額)日前の傷害または疾病を原因とした場合は介護給付金をお支払いすることができません。
- ただし、支払規定は、介護給付金請求時ではなく加入(増額)日時点の規定が適用となりますのでご注意ください。

死亡給付金

- 被共済者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡給付金をお支払いしません。

- ・被共済者の自殺。ただし、その被共済者がその加入(増額)日から起算して1年を超えて継続して被共済者であった場合には、
死亡給付金をお支払いします。

- ・契約者の故意。
- ・死亡給付金受取人の故意。ただし、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人である場合には、
その残額をその他の死亡給付金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱※2。

※2 ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被共済者の数の増加が、この共済の計算基礎に及ぼす影響が少ないと
引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額をお支払いし、または給付金を削減してお支払いします。

すべての給付金

- 次の場合には、給付金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合

ご加入(増額)のお申込みの際に契約者、被共済者または代理人※3が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、契約の全部またはその被共済者のご加入(増額)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、給付金をお支払いします。

詐欺による取消の場合

契約者、被共済者または代理人※3の詐欺により、この契約の締結・被共済者の加入等が行われたために、この契約の全部またはその被共済者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた掛金は返戻しません。

不法取得目的による無効の場合

契約者、被共済者または代理人※3が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの契約の締結・被共済者の加入等を行った場合には、この契約の全部またはその被共済者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた掛金は返戻しません。

契約が失効した場合

契約者から保険料の払込みがなく、この契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この契約の全部またはその被共済者に対する部分を解除することができます。

- ①契約者、被共済者、代理人※3(死亡給付金の場合は被共済者を除きます。)または給付金の受取人が、この契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取せる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

- ②この契約の給付金の請求に際し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

- ③契約者、被共済者、代理人※3または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不正に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の契約者、被共済者、代理人※3または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

※3 組合員が被共済者となる方を代理して告知・お申込みをされる場合の当該代理人のことです。

〔給付金のお支払いに関する留意事項〕

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等について、パンフレットおよび「ご加入に際しての留意事項」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、所属組合・UAゼンセン経由で行っていただく必要があります。

ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに所属組合のご相談窓口にご連絡ください。

- この共済は、死亡給付金の支払額よりも介護給付金の支払額の方が大きくなるため、死亡給付金のご請求にあたっては、
介護給付金のお支払事由に該当していないか十分にご確認のうえ、ご請求ください。

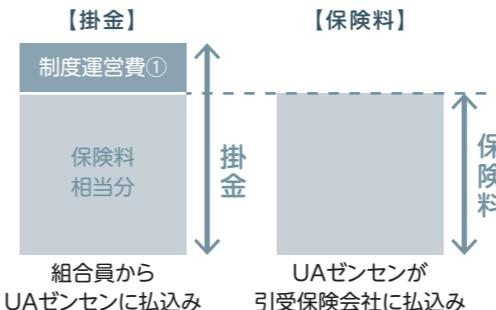
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することができますので、十分にご確認ください。

掛金

- 詳細は、パンフレットの「月額掛金」(P6)をご確認ください。

掛金の構成

- 組合員がUAゼンセンに支払う掛金は、引受保険会社に払込む予定の「保険料相当分」と、共済制度運営のために活用する「制度運営費」により構成されます。



制度運営費

| | |
|--------|---|
| 制度運営費① | ・介護給付金の保障金額100万円あたり30円 |
| 制度運営費② | ・掛金-制度運営費①(保険料相当分)が保険料より大きい場合にその差額を制度運営費として活用させていただきます。 ※詳細は、「保険料の変動」(P8)をご確認ください。 |

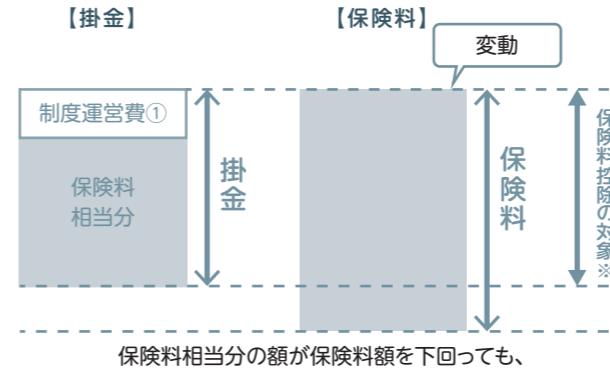
*上記の他に配当金を制度運営費として活用させていただきます。
配当金の詳細は、「配当金」(P10)をご確認ください。

保険料の変動

- 「掛金」(組合員がUAゼンセンにお支払いいただく金額)は毎年変動することを避けるため、パンフレットP6記載の金額で当面の間、固定します。一方、「保険料」(UAゼンセンが引受保険会社に支払う金額)は、毎年3月1日(更新日)時点の年齢構成等に基づいて計算し直すことから、毎年変動することがあります。
- 介護共済の場合、給付金の支払事由に該当する可能性が高い「高齢層」の加入が進んで年齢構成が高齢化すると、その分、「保険料」が高くなります。この結果、「掛金(保険料相当分)」の額が「保険料」の額を下回る可能性がありますが、下回った分を組合員が追加でお支払いいただくことはありません。
- 逆に、介護給付金の支払事由に該当する可能性が低い「若齢層」の加入が進んで年齢構成が若齢化すると、「保険料」が低くなります。この結果、「掛金(保険料相当分)」の額が「保険料」の額を上回る可能性がありますが、上回った金額は「制度運営費」として、UAゼンセンで活用させていただきます。

*パンフレットP6記載の月額掛金と月額保険料の乖離が大きくなった場合は、月額掛金を見直す場合があります。

保険料相当分の額 < 保険料額の場合



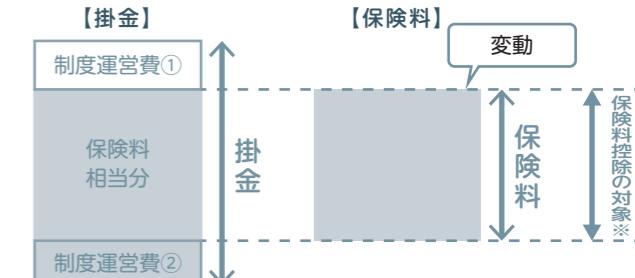
保険料相当分の額が保険料額を下回っても、追加で掛金をお支払いいただくことはありません。

※配当金額を控除した金額になります。

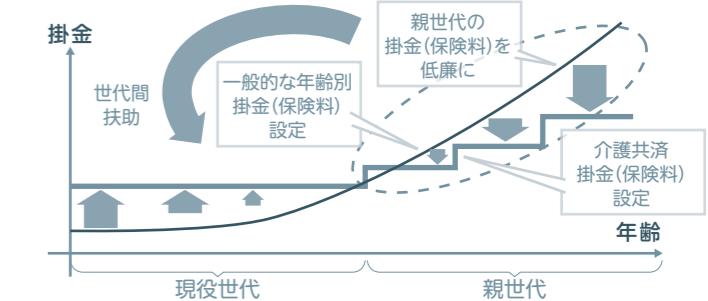
世代間扶助方式

- 介護共済の掛金(保険料)は、親世代・現役世代の世代間扶助方式を採用することによって、介護保障が特に必要な親世代の掛金(保険料)を低く抑えています。

保険料相当分の額 > 保険料額の場合



保険料相当分の額が保険料額を上回った場合、上回った金額を制度運営費②として、活用させていただきます。



- 制度運営費・配当金額は介護医療保険料控除の対象外です。
- 掛金から制度運営費を差引いた保険料は、後日お渡しいたします加入者証にてご確認ください。

受取人

| 受取人の範囲 | <介護給付金> | | <死亡給付金> | |
|--------|---------|------------|---------|--|
| | 被共済者 | 受取人(=被共済者) | 被共済者 | 受取人 |
| | 組合員 | 組合員本人 | 組合員 | 原則、組合員の遺族のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)※ |
| | 配偶者 | 配偶者本人 | 配偶者 | 組合員 |
| | 組合員の親 | 組合員の親本人 | 組合員の親 | 組合員 |
| | 配偶者の親 | 配偶者の親本人 | 配偶者の親 | 配偶者 |

*介護給付金の受取人は、被共済者ご自身です。

※死亡給付金受取人は、配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹より個別指定いただくこともできます。この場合、「死亡給付金受取人指定書」の提出が必要です。また、すでに加入されている方が死亡給付金受取人を変更される場合は、「死亡給付金受取人指定書」の提出が必要です。

*「組合員の遺族のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」となる場合の組合員の死亡給付金の受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

| |
|---|
| (1) 組合員の配偶者 |
| (2) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の子、父母、孫、祖父母 |
| (3) (2)以外の組合員の子、父母、孫、祖父母 |
| (4) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の兄弟姉妹 |
| (5) (4)以外の組合員の兄弟姉妹 |

指定代理請求人によるご請求

●被共済者があらかじめ指定代理請求人を指定いただくことにより、介護給付金の受取人(被共済者)が介護状態等になり介護給付金の請求の意思表示ができなくなった場合でも、指定代理請求人によるご請求が可能となります。

●指定代理請求の内容は、次のとおりです。

| 代理請求できる場合 | 受取人が給付金をご請求できない次の事情があるときには、被共済者があらかじめ指定した「指定代理請求人」が所属組合・UAゼンセンを経由して請求いただくことができます。 | | | | | | | | | | |
|---|---|------|-----------------------|---|---|--|-----|-----|-------|-----|-------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・給付金のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・その他給付金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>被共済者</th> <th>指定代理請求人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合員</td> <td>組合員の指定代理請求人は個別指定することができます。 →個別指定する場合 次の要件のいずれかを満たす方のうち1名だけ指定してください。 ○組合員と次の関係にある方 (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている組合員の3親等内の親族 ○上記のほか、組合員と次の関係にある方で引受保険会社が認めた方 (オ) 同居または生計を一にしている方 (カ) 財産管理を行っている方 (キ) 死亡給付金受取人 (ウ) (オ)～(キ)と同等の関係にある方 *給付金のご請求時において、この範囲内の成人年齢(満18歳以上)であることを要します※1。 →個別指定しない場合 組合員の家族※2のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)が組合員の指定代理請求人になります。(同順位の方が複数名いる場合は、同順位の方のうち、年長者の方) *給付金のご請求時において、成人年齢(満18歳以上)であることを要します※1。</td></tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>組合員</td></tr> <tr> <td>組合員の親</td> <td>組合員</td></tr> <tr> <td>配偶者の親</td> <td>配偶者</td></tr> </tbody> </table> | | 被共済者 | 指定代理請求人 | 組合員 | 組合員の指定代理請求人は個別指定することができます。 →個別指定する場合 次の要件のいずれかを満たす方のうち1名だけ指定してください。 ○組合員と次の関係にある方 (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている組合員の3親等内の親族 ○上記のほか、組合員と次の関係にある方で引受保険会社が認めた方 (オ) 同居または生計を一にしている方 (カ) 財産管理を行っている方 (キ) 死亡給付金受取人 (ウ) (オ)～(キ)と同等の関係にある方 *給付金のご請求時において、この範囲内の成人年齢(満18歳以上)であることを要します※1。 →個別指定しない場合 組合員の家族※2のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)が組合員の指定代理請求人になります。(同順位の方が複数名いる場合は、同順位の方のうち、年長者の方) *給付金のご請求時において、成人年齢(満18歳以上)であることを要します※1。 | 配偶者 | 組合員 | 組合員の親 | 組合員 | 配偶者の親 |
| 被共済者 | 指定代理請求人 | | | | | | | | | | |
| 組合員 | 組合員の指定代理請求人は個別指定することができます。 →個別指定する場合 次の要件のいずれかを満たす方のうち1名だけ指定してください。 ○組合員と次の関係にある方 (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている組合員の3親等内の親族 ○上記のほか、組合員と次の関係にある方で引受保険会社が認めた方 (オ) 同居または生計を一にしている方 (カ) 財産管理を行っている方 (キ) 死亡給付金受取人 (ウ) (オ)～(キ)と同等の関係にある方 *給付金のご請求時において、この範囲内の成人年齢(満18歳以上)であることを要します※1。 →個別指定しない場合 組合員の家族※2のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)が組合員の指定代理請求人になります。(同順位の方が複数名いる場合は、同順位の方のうち、年長者の方) *給付金のご請求時において、成人年齢(満18歳以上)であることを要します※1。 | | | | | | | | | | |
| 配偶者 | 組合員 | | | | | | | | | | |
| 組合員の親 | 組合員 | | | | | | | | | | |
| 配偶者の親 | 配偶者 | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>被共済者</th> <th>介護給付金 *年金払特約の年金を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合員の家族※2のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)となる場合の組合員の指定代理請求人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。</td><td>(1) 組合員の配偶者 (2) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の子、父母、孫、祖父母 (3) (2)以外の組合員の子、父母、孫、祖父母 (4) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の兄弟姉妹 (5) (4)以外の組合員の兄弟姉妹</td></tr> </tbody> </table> | | 被共済者 | 介護給付金 *年金払特約の年金を含む | 組合員の家族※2のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)となる場合の組合員の指定代理請求人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。 | (1) 組合員の配偶者 (2) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の子、父母、孫、祖父母 (3) (2)以外の組合員の子、父母、孫、祖父母 (4) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の兄弟姉妹 (5) (4)以外の組合員の兄弟姉妹 | | | | | | |
| 被共済者 | 介護給付金 *年金払特約の年金を含む | | | | | | | | | | |
| 組合員の家族※2のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)となる場合の組合員の指定代理請求人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。 | (1) 組合員の配偶者 (2) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の子、父母、孫、祖父母 (3) (2)以外の組合員の子、父母、孫、祖父母 (4) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の兄弟姉妹 (5) (4)以外の組合員の兄弟姉妹 | | | | | | | | | | |
| <p>(注)指定代理請求人について、同順位の方が複数名いる場合には、同順位の方のうち年長者の方になります。</p> <p>*被共済者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更いただくことができます。この場合、「指定代理請求人指定書」を提出してください。</p> <p>*被共済者は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。</p> <p>*指定代理請求人は、介護給付金、年金払特約の年金とも同一のご指定となります。</p> <p>*指定代理請求人として給付金をご請求できない場合があります。故意に給付金の支払事由を生じさせた方、または故意に給付金の受取人を請求できない状態にした方は、指定代理請求人として給付金をご請求できません。</p> <p>*給付金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその給付金を請求いただいてもお支払いできません。</p> | | | | | | | | | | | |

*「組合員の家族※2のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」となる場合の組合員の指定代理請求人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

| |
|---|
| (1) 組合員の配偶者 |
| (2) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の子、父母、孫、祖父母 |
| (3) (2)以外の組合員の子、父母、孫、祖父母 |
| (4) 組合員の死亡当時その収入によって生計を維持していた、又は組合員の死亡当時生計を一にしていた組合員の兄弟姉妹 |
| (5) (4)以外の組合員の兄弟姉妹 |

(注)指定代理請求人について、同順位の方が複数名いる場合には、同順位の方のうち年長者の方になります。

*被共済者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更いただくことができます。この場合、「指定代理請求人指定書」を提出してください。

*被共済者は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

*指定代理請求人は、介護給付金、年金払特約の年金とも同一のご指定となります。

*指定代理請求人として給付金をご請求できない場合があります。故意に給付金の支払事由を生じさせた方、または故意に給付金の受取人を請求できない状態にした方は、指定代理請求人として給付金をご請求できません。

*給付金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその給付金を請求いただいてもお支払いできません。

*1 指定代理請求人が未成年でやむを得ずご請求を希望される際は、所属組合・UAゼンセン経由で引受保険会社までご相談ください。

*2 組合員が亡くなったとした場合の遺族にあたる方を指しています。

〔「団体型」に加入されている場合の取扱い〕

「個人型」に加入した場合の「団体型」の指定代理請求人

■「個人型」で組合員の指定代理請求人を個別指定している場合

「個人型」で個別指定された指定代理請求人と同じ方が「団体型」の指定代理請求人となります。

「団体型」の指定代理請求人が変更となるタイミング

| 「団体型」と「個人型」の効力発生日が同日の場合 | 「団体型」の指定代理請求人 |
|-------------------------|--|
| 「団体型」へ加入後、「個人型」に加入した場合 | 「個人型」の効力発生日から「個人型」で個別指定した指定代理請求人となります。 |
| 「個人型」へ加入後、「団体型」に加入した場合 | 「団体型」の効力発生日から「個人型」で個別指定した指定代理請求人となります。 |

■「個人型」で組合員の指定代理請求人を「組合員の家族※1のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」としている場合

「団体型」の指定代理請求人・「個人型」の指定代理請求人とも、「組合員の家族※1のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」となります。※2

「個人型」を脱退した場合の「団体型」の指定代理請求人

「個人型」から脱退されて「団体型」のみの加入となった場合の「団体型」の指定代理請求人は、次のとおりとなります。

■「個人型」で組合員の指定代理請求人を個別指定していた場合

| 「脱退届」を提出いただいたとき | 「団体型」の指定代理請求人 |
|-----------------|---|
| 「脱退届」を提出いただいたとき | 「脱退届」のUAゼンセン共済事業局受付日より、「団体型」の指定代理請求人が「個人型」で個別指定していた方から「組合員の家族※1のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」に変更されます。※2 (なお、「個人型」の指定代理請求人も「脱退届」のUAゼンセン共済事業局受付日から脱退日までの間、「組合員の家族※1のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」に変更されます。※2) |

■「個人型」で組合員の指定代理請求人を「組合員の家族※1のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」としていた場合

「団体型」の指定代理請求人は引続き「組合員の家族※1のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)」となります。※2

※1 組合員が亡くなったとした場合の遺族にあたる方を指しています。

※2 同順位の方が複数いる場合は、同順位の方のうち、年長者の方。

配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金が発生しますが、この共済制度では配当金を制度運営費として活用するため、UAゼンセン宛に拠出いただくなっています。

●なお、介護医療保険料控除の対象となる金額は、掛金額から制度運営費・配当金額(P8)を控除した金額になります。

*被共済者ごとの配当金額は保険料額に応じて按分します。

*保障期間の途中で脱退した方は、当該保障期間に係る配当金の対象となりません。

ただし、2月末まで組合員が加入していた場合、保障期間の途中で脱退した家族も配当金の対象となります。(「団体型」に加入している組合員の配偶者、親のいずれかが「個人型」に2月末まで加入していた場合、保障期間の途中で脱退した家族も配当金の対象となります。)

*介護医療保険料控除の詳細は「税務上のお取扱い」(P11)をご確認ください。

脱退による払戻金

●この契約には、被共済者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

●当制度はUAゼンセンが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した年金払特約付介護保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。

[引受保険会社] 日本生命保険相互会社

税務上のお取扱い

掛
金

<介護医療保険料控除>

- 掛金は、所得税・住民税における介護医療保険料控除の対象です。ただし、掛金のうち制度運営費・配当金額については、介護医療保険料控除の対象外です。
- *介護医療保険料控除の対象となる金額については、年末調整・確定申告時に控除証明書にて必ずご確認ください。
- *控除証明書の「配当金」欄には、制度運営費として活用するためにUAゼンセン宛に拠出いただいた配当金額が印字されます。配当金の詳細は、「この共済のしくみ」(P2)、「配当金」(P10)をご確認ください。
- *当介護共済以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当介護共済のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

介
護
給
付
金

被共済者が受取人の場合、非課税です。(年金を選択された場合も同様です。)

- *介護給付金の請求後、介護給付金の支給を受ける前に被共済者が死亡された場合は、相続人に一時金として介護給付金をお支払いします。この場合、相続財産として相続税の課税対象となります。
- *介護給付金を保証期間付介護終身年金として受取中、年金受取人が保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人に一時金としてお支払いします。この場合、相続財産として相続税の課税対象となります。
- *介護給付金を確定年金として受取中、年金受取人が死亡された場合、残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人に一時金としてお支払いします。この場合、相続財産として相続税の課税対象となります。

給
付
金

被共済者が組合員の場合

相続税の課税対象となります。法定相続人が受取人の場合、組合員死亡時の給付金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となります。

*相続税の非課税枠:500万円×法定相続人数

死
亡
給
付
金

被共済者が配偶者・組合員の親の場合

組合員が受取人となり、死亡給付金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。受取った給付金の額(組合員が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)から、支払った更新日以降の掛金の額を差引いた額が50万円を超えない場合は非課税となります。

*所得税・住民税の課税対象:(給付金+配当金-更新日以降の実払込掛金(制度運営費を控除した金額)-50万円※)×1/2
※同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

被共済者が配偶者の親の場合

配偶者が受取人となり、死亡給付金は贈与税の課税対象となります。受取った給付金の額(同年中に配偶者が受取った他の生命保険等の受取金(贈与を受けた財産)がある場合には、これと合算した金額)が110万円を超えない場合は非課税となります。

*贈与税の課税対象:給付金+配当金-110万円

●税務の取扱い等について、2025年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

●今後、税務の取扱い等が変わることがありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

●個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。

個人情報の取扱いに関するUAゼンセンと引受保険会社からのお知らせ

- この契約は、UAゼンセン福祉共済互助会(以下、「団体」といいます。)を契約者とする団体保険です。そのため、この契約の運営にあたっては、団体(加盟組合等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体は、この契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

*保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

~死亡給付金受取人・指定代理請求人の個人情報の取扱いについて~

指定された死亡給付金受取人および指定代理請求人(以下、「受取人および代理人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被共済者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

<ご相談窓口>

- 「ご相談窓口」はパンフレットの裏表紙をご確認ください。

<指定紛争解決機関>

- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁判審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照
「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス
<https://www.seiho.or.jp/>
をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報)

介護共済(個人型)(介護保障保険(団体型))

この「注意喚起情報」は、ご加入(増額)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、パンフレットおよび「ご加入に際しての留意事項」の該当箇所ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

なお、給付金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「契約概要」の「主な保障内容」(P4~7)をご確認ください。

クーリング・オフ

- この契約は、団体を契約者とする契約であり、ご加入(増額)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

- 詳細は、パンフレットの「正しく告知いただくために」(P19~21)をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社がご加入(増額)を承諾した場合、加入締切日の翌々月の1日※から契約上の責任を負います。
ただし、被共済者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 引受保険会社の職員には、ご加入(増額)を承諾する権限がありません。
※例えば2026年1月20日までに申込みの場合、2026年3月1日

高度障がい給付金について

- この共済には、所定の高度障がい状態該当時に死亡給付金に代えてお支払いする高度障がい給付金の取扱いはありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 詳細は、「契約概要」の「給付金をお支払いしない場合」(P7)をご確認ください。

この契約から脱退いただく場合

- 詳細は、「契約概要」の「加入資格を失われた場合」(P3)をご確認ください。

制度内容の変更

- UAゼンセンの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、掛金額や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この契約のお支払事由、保険料その他この契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。)にかかる法令等の改正による公的介護保険制度等の改正があり、その改正がこの契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの契約のお支払事由等を変更することができます。

Memo

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。
ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- 詳細は、「契約概要」の「給付金のお支払いに関する留意事項」(P7)をご確認ください。

指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

- 介護給付金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被共済者があらかじめ指定した指定代理請求人が所属組合・UAゼンセンを経由して請求いただくことができます。
詳細は、「契約概要」の「指定代理請求人によるご請求」(P9)をご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 「ご相談窓口」はパンフレットの裏表紙、「指定紛争解決機関」は「契約概要」の「ご相談窓口・指定紛争解決機関」(P11)をご確認ください。